

海外知財の現場

## 特許法第30条第1項第1号の自己公知例外規定適用の趣旨を 出願後に補正することができるか否かについて

[最高裁判所 2011.6.9. 宣告 2010HU2353 判決に対する小考]

(著者) 康&康国際特許法律事務所 所長 弁理士 康 一宇

担当弁理士 鄭 錫 遠

(監修) 友野国際特許事務所 所長 友野 英三

### 1. はじめに

一般的に特許とは、新しい発明を公開する対価として発明者に独占権を付与するものであり、特許出願時を基準に発明が既に公知されていれば、新規性がない発明として特許法第29条第1項の規定によって特許を受けることができない。

特許法第29条第1項は「産業上利用することができる発明として『特許出願前に国内または国外で公知されたか公然に実施された発明』、『特許出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載されているか大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明』のいずれか一つに該当するものを除き、その発明について特許を受けることができる。」と規定しており、同条第2項は「特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、『特許出願前に国内または国外で公知されたか公然に実施された発明』や『特許出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に記載されているか大統領令が定める電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明』によって容易に発明することができたときには、その発明については、第1項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。」と規定して、産業上利用可能性とともに、新規性及び進歩性の特許要件を定めている。

上記のような特許法第29条第1、2項規定の趣旨は、特許による発明保護の目的が国家産業技術の進歩を促進させることにあることを前提として(特許法第1条参照)、「特許発明を保護することで公衆が既に有している技術までも特許権者に独占を許容してはいけない」という点と「特許制度が存在しなくても成り立つ社会技術の進歩を阻害してはいけない」という点の二つの共益的要請を保障することにあると見られる。

ところで発明の時点から出願の時点までの間にどのような理由があったとしても、発明の内容が公開されたという理由でこれら全てに対して特許権が付与されなかったら、発明者など特許を受ける権利を有する者に苛酷すぎるだけでなく、発明者にとって自由な研究結果の公開が憚れるようになる。これにより、特許出願前の論文発表や学術誌掲載などによる検証機会が剥奪される結果となり、新しい技術の早期公開が行われなくなる。こうなると、社会全体の研究活動の活性化及び技術蓄積の促進に悪影響が及び、産業の発達を目的とする特許法の趣旨にも符合しなくなる等むしろ妥当性を失う場合が発生するので、特許を受ける権利を有する者による自発的な技術公開については決まった要件下でその公開にも関わらず特許を付与するようにする必要がある。

特許法第30条第1項は「特許を受ける権利を有する者の発明が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その該当するに至った日から6月以内に特許出願をすれば、その特許出願された発明に対して第29条第1項または第2項の規定を適用するにおいては、その発明は第29条第1項各号のいずれか一つに該当しないものとみる。」と規定して、同項第1、2号は各々「特許を受ける権利を有する者によってその発明が第29条第1項各号のいずれか一つに該当するようになった場合(以下、「自己公知」とする)」と「特許を受ける権利を有する者の意思に反してその発明が第29条第1項各号のいずれか一つに該当するよう

なった場合」を規定しており、特許法第30条第2項は自己公知の場合「特許出願書にその趣旨を記載して出願し、これを証明する書類を特許出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。」と規定して、発明がその出願前に公知にされたとしても特許法第30条で定める一定の要件を具備した場合には例外的に公知にされたものとはしないとみなしている。

また、旧特許法(2006年3月3日法律第7871号に改定される前のもの)第30条第1項は自己公知のうち公知とはみなされないものとする公開の形態を「試験、刊行物への発表、大統領令が定める電気通信回線を通じた発表、産業資源部令が定める学術団体での書面発表、博覧会出品」に制限し、自己公知による公知例外規定の適用を受けようとする者は「その趣旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長に提出して、これを証明する書類を特許出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。」と規定していたが、2006年3月3日法律第7871号改訂特許法では、公開形態を特定の場合に限定する制限を無くし、全ての形態の自発的公開行為に対して特許を受けることができることにより自己公知による公知例外規定の実質的実効性を確保しており、上記規定の適用を受けようとする者が「その趣旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長に提出」するようにした手続上の要件も「特許出願書にその趣旨を記載して出願」することで充足されると簡素化して、全体的に自己公知による公知例外規定による発明者保護の趣旨を拡大している。

ただ、最近宣告された最高裁判所による2011年6月9日宣告 2010HU2353判決(以下、「対象判決」という)は、特許法第30条第2項規定を厳格に適用することで公知例外規定によって発明者をさらに保護しようとする最近の傾向に逆らっているように思われるところ、以下では対象判決の具体的な意味と特許法第30条第2項の望ましい立法例について検討することとする。

## 2. 対象判決の概要

### A. 事件の概要

#### (1) 本事件出願発明

発明の名称：変電所内の部分放電測定が可能な IEC61850 基盤のデジタル変電システム

出願日/出願番号：2006.6.21./第 2006-0056030 号

出願人：原告

特許請求の範囲

#### [請求項 1]

IEC61850 基盤のデジタル変電システムにおいて、変電所内で発生した部分放電信号を検出して部分放電の状態情報を取得、処理、部分放電の発生の有無及び原因の判定後に 1 次診断されたデータを上位に転送する設備監視診断ローカルユニット；前記設備監視診断ローカルユニットから転送された部分放電信号を比較、分析し変電機器の総合的な監視診断を遂行して、これに対するデータを上位階層にデータを転送する知能型電子装置部；及び前記知能型電子装置部から転送されたデータを受信して監視者に情報を提供し、前記設備監視診断ローカルユニット及び前記知能型電子装置部を制御する上位運営システムを含むことを特徴とする変電所内の部分放電測定が可能な IEC61850 基盤のデジタル変電システム。

#### (2) 手続の経緯

本事件の原告（出願人）は本事件出願発明の内容に係る研究結果に関し、2006年5月26日～27日に開催された学術大会で『IEC61850 基盤デジタル変電システムにおける PDMS 適用方案に関する研究』という題目で論文発表をしており、前記論文は上記日付の頃に発刊された学術大会論文集に掲載された。

一方、原告は2006年6月21日付で特許庁に本事件出願発明についての特許出願を行ったが、その出願書には「公知例外適用対象出願」との趣旨が明示されていなかった。

また、原告は前記出願日の翌日、2006年6月22日に特許庁に『公知例外適用対象証明書類提出書』という題目の文書を提出したが、該文書には「本事件出願発明が2006年5月26日の刊行物発表により公開された。」という内容と「特許法第30条第2項の規定により証明書類を提出する。」という趣旨が記載されており、添付書類で上記の論文が添付されていた。

これに対し、特許庁審査官は、2007年7月10日付で原告に本事件出願に対する公知例外適用主張を認めることができないという内容の『公知例外適用主張不認定予告通知』をしたが、その通知書には「出願人は2006年6月21日付で本特許出願を行いました。出願当時に公知例外の適用を主張する若しくはこれに代わる行為を行ってはいません。ところが、前記出願日の翌日、2006年6月22日に公知例外適用対象証明書類提出書を急いで提出しています。このような書類の提出は、本出願に対して公知例外の適用を主張しているように思われます。しかし、特許法第30条第2項の規定によれば、公知例外の適用を主張する者はその趣旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長に提出しなければなりません。出願と同時に例外適用主張書面を提出していたのであれば、前記公知例外適用対象証明書類提出書の提出が公知例外適用の主張と見なすことはできますが、本件の場合それがなされていないため、本出願に対する公知例外適用主張は認めることはできません。」という理由が記載されている。

さらに、特許庁審査官は2008年1月9日付で原告に『公知例外適用主張不認定予告通知』をしており、上記の論文に記載された発明から通常の技術者が

容易に発明することができるものなので、進歩性がないという理由で拒絶理由通知をした。

これに対し、原告は意見書を提出して反論したが、特許庁は2008年9月29日付で本事件出願発明は進歩性がないという理由で拒絶査定した。

原告は2008年10月29日付で上記拒絶査定に対する不服審判を請求したが、特許審判院は前記審判請求事件を2008願11430号として審理した後、2009年11月27日付で「原告が特許出願をしながら出願書に特許法第30条第2項で規定する公知例外規定の適用を受けようとする趣旨を記載しなかったことから、本事件出願発明は特許法第30条第1項第1号所定の公知例外規定の適用を受けることができないため、結局、上記論文に記載された発明により進歩性が否定される。」という理由で原告の審判請求を棄却する本事件審決を行った。

## **B．特許法院の判決**

特許法院は前記審決に対する取消訴訟を2009 HE0 9518号として審理し、2010年7月16日付にて下記のような理由で本事件審決を取り消す請求認容判決を行った。

### **(1)事件の争点**

自己公知による公知例外規定の適用を受けようとする趣旨の記載漏れを出願後に補正することができるか否か。

及び、

これを認める場合、本事件で適法な補正が成り立つと見なすか否か。

### **(2)特許法院の判決理由**

自己公知による例外規定の適用を受けようとする趣旨を出願書に記載するようにした特許法第30条第2項規定の趣旨は、特許庁審査官にとって当該出願が自

己公知による例外規定の適用を受けようとする出願であるという事実を明確に認識することで、審査の便宜を図ろうとするものとみられる点、

自己公知の行為日から6ヶ月の期間内に特許出願した出願人に自己公知による公知例外の効力を付与することに定めた以上、出願書に自己公知例外規定の適用を受けようとする趣旨を記載しなかった出願人に対し、自己公知の行為日から6ヶ月の期間内に当該規定の適用を受けようとする趣旨の補正を行うことを許容しても、第三者の権利に不当な影響を及ぼす結果は発生しない点、

反面、上記のような補正を承諾しない場合、発明者は手続上の形式的な瑕疵が存在するという理由だけで補正の機会さえ与えられないまま、当該出願発明の実体的な内容とは関係なく特許が受けられなくなるという深刻な不利益を被ることになるという点、

補正を許可しないことにより生ずるこのような結果は、上記で検討した「発明者など特許を受ける権利を有する者に特許出願前にも自由に研究結果を公開するように奨励することにより、新しい技術の早期公開を通じて社会全体の研究活動の活性化及び技術蓄積の促進を図ろうとする特許法第30条規定の趣旨」及び「自己公知行為に対する制限撤廃と手続の簡素化によって全体的に自己公知に基づく公知例外規定による発明者保護の趣旨を拡大している2006.3.3.法律第7871号改訂法の趣旨」に反すると考えられる点、

特許法30条第2項が明らかにしている「自己公知による公知例外規定の適用を受けようとする出願という趣旨」はその性質上、特許出願に対して実体審査が行われる段階で特許庁審査官が新規性と進歩性の有無などの特許要件に関する実体判断を行う際に必要な事項であって、出願時から必ず具備されていなければその後の手続が行えないようにする性質のものでもない点、

特許法第30条第1項は自己公知による公知例外の効力を付与するための要件として「自己公知行為日から6ヶ月の期間内に特許出願すること」を定めているのに、もし自己公知による公知例外の効力を付与するための手続上の要件を定めている特許法第30条第2項の「特許出願書にその趣旨を記載して出願するこ

と」の意味を「必ずその趣旨を特許出願時に出願書に記載しなければならず、出願後に補正でこれを記載することはできない。」と解釈するとしたら、これは自己公知行為日から6ヶ月の期間内に特許出願することができるように許容した特許法第30条第1項規定の趣旨が希薄化されかねないという点、等に鑑みるならば、出願書に自己公知例外規定の適用を受けようとする趣旨を記載しない出願人といっても、特別な事情がない限り自己公知行為日から6ヶ月の期間内には自己公知例外規定の適用を受けようとする趣旨の記載漏れを補正することができると思うのが相当である。

また、原告は本事件出願発明に対し自己公知行為のある日から6ヶ月以内の2006年6月21日付で特許出願を行い、出願日の翌日でやはり上記6ヶ月以内に属する2006年6月22日付で特許庁に『公知例外適用対象証明書類提出書』という題目の文書を提出しており、前記文書には「本事件出願発明が2006年5月26日付で刊行物の発表により公開された。」という内容と「特許法第30条第2項の規定によって証明書類を提出する。」という趣旨が記載されており、添付書類で自己公知行為の根拠になる論文が添付されているところ、このような事情に鑑みると、特許庁審査官としては上記のような『公知例外適用対象証明書類提出書』によって本事件出願発明に対し原告が自己公知による公知例外規定の適用を受けようとするという趣旨を十分に理解し得るといえる。

したがって本事件で原告が出願書には自己公知による公知例外規定の適用を受けようとする趣旨を記載しないまま出願したが、出願日の翌日になって特許庁に『公知例外適用対象証明書類提出書』を提出した行為は、自己公知による公知例外規定の適用を受けようとする趣旨の記載漏れを出願後に適法に補正した場合に該当すると考えられる。

### C. 対象判決の要旨(破棄差し戻し)

上記のように事後的な補正を許容する趣旨の特許法院の請求認容判決に対し、最高裁判所による対象判決は『特許法第30条第1項第1号の自己公知例外規定



適用の趣旨を出願後に補正することができるか否か』について、次のような理由で否定し、特許法院に破棄差し戻しとした。

「特許法第30条第1項及びその第1号は『特許を受ける権利を有する者によってその発明が第29条第1項各項のいずれか一つに該当するようになった場合には、その日から6月以内に特許出願をすればその発明は第29条第1項各項のいずれか一つに該当しない』と定め、同条第2項前段は『第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は特許出願書にその趣旨を記載して出願しなければならない』との意味の規定を定めている。特許法第30条第2項規定の内容及び趣旨、特許法第30条で定める公知例外適用の主張は出願とは別個の手続なので、特許出願書にその趣旨の記載がなければその主張のない通常の出願に該当し、よってその主張に関する手続自体が存在しないので、出願後にそれに関する補正は許されない点等に鑑みると、特許法第30条第1項第1号の自己公知例外規定に該当するとの趣旨が特許出願書に記載されていないまま出願された場合には、自己公知例外規定の効果を受けられないとするのが趣旨に適っており、同条第2項前段に規定された手続を最初から履行しなかったにも関わらずその手続の補正によって上記第1号の適用を受けるようになることはできないと言える。」

### 3. 公知例外適用を主張する出願の適法要件

#### A. 日本国特許法との比較

韓国特許法第30条 (公知等にならない発明と見る場合)	日本国特許法第30条 (発明の新規性喪失の例外)
特許を受ける権利を有する者の発明が次の各項のいずれか一つに該当する場合には、その日から6月以内に特許出願をすればその特許出願された発明に対して第29条第1項または第2項の規定を適用するにおいてはその発明は第29条第1項各項のいずれか一つにあたらぬものと見る。 <改訂 1993.12.10、2001.2.3、2006.3.3>	1. 特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、電気通信回線を通じて発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項

1. 特許を受ける権利を有する者によってその発明が第 29 条第 1 項各項のいずれか一つに該当するようになった場合。ただ、条約または法律によって国内または国外で出願公開されるか登録公告された場合を除く。

2. 特許を受ける権利を有する者の意思に反しその発明が第 29 条第 1 項各号の 1 に該当するようになった場合。

3. 削除<2006.3.3>

**第 1 項第 1 号の規定の適用を受けようとする者は特許出願書にその趣旨を記載して出願し、これを証明する書類を特許出願日から 30 日以内に特許庁長に提出しなければならない。<改訂 2006.3.3>**

の規定の適用については、同条第一項各号の一に該当するに至らなかつたものとみなす。

2. 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3. 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明も、その該当するに至つた日から六月以内にその者がした特許出願に係る発明についての同条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項と同様とする。

**4. 第一項又は前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明が第一項又は前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。**

備考

公知例外適用主張出願をする場合、韓国特許法は特許出願書にその趣旨を記載して出願しなければならない反面、日本国特許法はその趣旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁に提出しなければならないという違いがある。

## B．対象判決についての検討(韓国特許法第30条第2項の解析に関して)

(1)対象判決によれば、自己公知による公知例外規定の適用を受けようとする場合、その趣旨を特許出願時特許出願書に必ず記載しなければならず、その趣旨の記載が漏れた場合は補正によって手続の瑕疵を治癒することはできない。したがって特許法第30条第2項の適用を受けようとする出願人は十分に注意する必要がある。

(2)現在、最高裁判所は、特許法第30条第2項を解釈するにおいて非常に厳格な態度を維持しているが、これは特許法第30条規定の趣旨及び自己公知行為に対する制限撤廃と手続の簡素化により全体的に自己公知による公知例外規定による発明者保護の趣旨を拡大している 2006.3.3.法律第7871号改訂特許法の趣旨にも明らかに反すると考えられる。また、特許法第30条第2項についての対象判決の見解によれば、ある理由で特許出願時に自己公知による公知例外規定の適用を受けようとする趣旨を記載することができなかった出願人は、その出願を取り下げた後に特許出願書にその趣旨を再び記載して再出願することで特許法第30条規定の適用を受けることができるが、これは手続の無益な繰り返しに過ぎないので出願人に不利だと考えられる。

(3)また、特許法第46条第3号によると、「この法またはこの法による命令が定める方式に違反した場合、特許庁長または特許審判院長は期間を決めて補正を命じなければならない」と規定されており、特許庁で作成した『条文別特許法解説』によれば、「方式に違反した場合とは、手続の形式がこの法律または命令で定められている場合にその形式どおり書面を作成しないで提出する場合をいう」と解析しており、必要な記載事項が記載されていない場合、誤った記載がされていた場合、出願当初から証明しておく必要がある事項について必要な証明書が提出されていない場合、出願書の記載と出願書に添付した証明書との記載が不一致となる場合、などをその例に挙げている。

したがって、本事案のようにたとえ出願時には公知例外適用対象出願という趣旨を明示することができなかつたとしても、出願日の翌日に直ぐに証明書類とともに『公知例外適用対象証明書類提出書』を提出すれば、特許法第46条第3号を類推適用して特許庁長が手続補正を命令し得ると考えなければならず、たとえそうでないとしても出願人によって自ら手続補正ができると見るのが出願人の保護の観点において、より妥当だといえる。

#### 4. 終わりに

上述のように、現在の特許法第30条第2項を解釈するにおいて、最高裁判所は特許法院と相反する見解を採っている。

特許法第30条第2項所定の手続上の要件は、特許法第30条第1項第2号所定の「自分の意思に反する公知による公知例外」を主張する場合には適用されないものであるが、その趣旨は自分の意思に反する公知の場合に出願人が当該公知事実を出願時まで分からない場合が多いというところにあるといえる。しかしながら、自分の意思に反して出願前に発明の内容が公知された場合であっても出願人が当該公知事実を出願時には認知していることがあり得る反面、自己公知行為によって出願の前発明の内容が公知された場合に該当するとしても出願人が当該発明の出願前公知が自己公知行為によって行われたという点を明確に認識することができない場合もあり得る。例えば、公共機関所属研究員である発明者が、当該機関に適用される法令規定などによって自分の研究結果が追って研究結果報告書に記載されて配布されるものと前もって知って研究を進め、その結果を報告書に作成して上司に報告することはしたが、実際にその後研究結果報告書が刊行物として製作され配布される行為には全く関与しておらず、配布事実について通報も受けなかつた事案の場合には、発明者が当該研究結果報告書に対して特許出願する前に非公開にするよう要請した事実が認められない以上、当該研究結果報告書の配布による発明の内容公開が発明者の意思に反して成り立ったものとすることはできないことから、反意公知のケースとはならない。あるいは、自己公知

行為日から6月以内に特許出願しなければならないとの期限を遵守するために急いだあげく、誤って特許法第30条第1項第1号規定の適用を受けようとする趣旨の記載を出願書に含めないまま特許出願書を提出する場合もあり得るところ、このような場合まで考慮すると、自己公知による例外規定の適用を受けようとする趣旨を出願書に記載しなければならないとする特許法第30条第2項規定の趣旨を、厳格な必要的要件と解釈することは、自分の意思に反する公知の場合に比べて衡平に外れるものと思われる。

また、特許法は勿論、特許法施行令や施行規則のどこにも、自己公知による公知例外規定の適用を受けようとする趣旨を出願後に補正できないと明示的に禁止されていなかった点等に鑑みると、特許法第30条第2項に関しては特許法院の見解の方がより妥当であると考えられる。

ただ、現在の最高裁判所の態度が堅固であるため、特許法第30条公知例外適用出願を行おうとする者は必ず特許出願書にその趣旨を記載して出願しなければならないということにはなろう。最後に、もし特許法第30条第2項を『第1項第1号の規定の適用を受けようとする者は特許出願時に特許出願書にその趣旨を記載して出願し、これを証明する書類を特許出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。』と改正するならば、その意味がより明確になり、前記法条項に対する出願人の誤解を拭い去ることができるであろう。

#### 日本実務者からのコメント

本稿は、日本国特許法でいうところの新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続に瑕疵があった場合に、その後の補正によってこれが治癒されるのか否かが争点となった韓国最高裁判決を扱ったものである。日本国特許庁慣行では、「特許出願時に...適用を受けようとする...書面を提出する」という法定要件は厳格に要求され、これを怠った場合にはその後の補正は不可とされている（「発明の新規性喪失の例外規定についてのQ & A集 平成22年3月」、

[http://www.jpo.go.jp/shiryu/kijun/kijun2/pdf/reigai/30jo\\_qa\\_shu.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryu/kijun/kijun2/pdf/reigai/30jo_qa_shu.pdf)

の「Q2.2-a」参照)。この「出願時に」という要件は今回の(日本国)特許法改正でも変わっていない。本件の韓国最高裁判断も結論的には日本の慣行と同様と理解できるが、諸外国での扱いには若干の相違がある点が興味深い。たとえば米国では、発明の公表から特許出願するまでの猶予期間であるグレースピリオドが1年間認められていて(米国特許法第102条(b))、日本でいう「例外適用を受けるための手続」などは特に必要ない(米国特許改正法Leahy-Smith America Invents Actにおいても同じ)。欧州特許条約の場合には、日本と類似した規定をおいている(EPC第55条(2))。今回の本稿の考察及び韓国特許法院(日本の知財高裁に対応するものとして理解できる)のいわんとするのは、出願時より6月以内前の開示(自己行為所以のもの反意公知のものを問わず)を特許性排除対象から救おうということが制度趣旨であるならば、出願書類に記載するという手続的要件の不具備は、これを救ったとしても第三者に不測の不利益を与えることにはならないという観点からも、救済されてもよいのではないか、という問題提起である。米国ではこのような手続自体を要求していないことで、発明者保護を実体化しているとも理解できることも併せて考察すると、このような考え方にも一定の説得力を認め得る。特許調和条約草案も本人開示については米国法を踏襲するような考え方に立つことからすれば、将来的に、日本国特許法で規定される厳格な手続的要件は緩和の方向に改正されるかもしれない。

#### 原著者紹介・・・

康一字 大韓民国弁理士 康&康(Kang&Kang)国際特許法律事務所 所長

鄭錫遠 大韓民国弁理士 康&康(Kang&Kang)国際特許法律事務所

ホームページ <http://www.kangpat.com/japanese/j-index.html>

#### 日本側監修・コメント担当者紹介・・・

友野 英三 日本国弁理士 友野国際特許事務所 所長

ホームページ <http://www.tomono.org>

著書：「合衆国特許クレーム作成の実務」他多数。